

旅費に関する内規

本規程は、日本動物実験代替法学会（以下「本学会」という）の理事、監事、各専門委員会委員および理事会が必要と認めた者（以下「役員等」という）が、会務で出張する場合に支給する旅費について定める。

1. 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用する。
2. 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。費用の1,000円未満は切り上げる。遠隔地への移動による旅費は、次に掲げる方法で算定する。
 - a. 鉄道利用の場合は、役員等の主たる勤務機関の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線を含む）を合算し、1,000円未満を切り上げたものとする。なお、往路100km以上の時に特別急行料金、座席指定料金を認める。また、自宅の最寄り駅を基点とする場合を認めることがある。
 - b. 航空機利用の場合は、普通席の往復航空運賃および空港までの往復交通費実費を合算し、1000円未満を切り上げたものとする。
3. 会務が2日以上に及ぶ場合等で、なおかつ、会長と会計担当理事が協議し必要と認めた場合に支給する。但し、会務が1日であっても、遠方への出張のため、旅行パック等を利用し、通常交通費と同程度の金額で対応可能な場合は宿泊費も含めた金額を支給する。
4. 宿泊費は、1泊当たりの上限を10,000円として実費を支給する。但し、宿泊費を含めた旅費の利用にあたっては旅行パック、格安航空券等、経済的な旅行となるよう配慮する。
5. 日当は原則として支給しないが、会長と会計担当理事が協議し日当を支給することが必要と認めた場合には、5,000円の日当を支給することができる。
6. 次の各号の場合は、旅費、宿泊費、日当を支給しない。
 - a. 本学会の学術集会に併せて行われる会務（日程が連続する場合を含む）に出席する場合。
 - b. 他の学術集会や会議等と会務の日程が連続する場合で、本学会からの支給が適切と思われない時。
 - c. 他機関から旅費が支給される場合。
 - d. 会長または理事会が不要と判断した場合。
 - e. 本人の意思による場合。
7. 役員等の海外派遣の渡航費は、旅費、宿泊費、日当を支給する。原則として、旅費、

宿泊費については実費を支給する。但し、海外渡航にあたっては旅行パック、格安航空券等、経済的な旅行となるよう配慮すること。なお、日当と宿泊料の例を参考として以下に示す。各専門委員会が別途、本規程に比較して著しく高額にならないように設定する場合には、それに従う。

	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
日当	7,200	6,200	5,000	4,500
宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500

a. 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

b. 甲地方

ア. 北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

イ. 欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

ウ. 中近東地域

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

エ. 但し、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

c. 丙地方

ア. アジア地域（本邦を除く。）

アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザ

フスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び2のウに定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

イ. 中南米地域

メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

ウ. アフリカ地域

アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

エ. 南極大陸

南極大陸及び周辺の島しょ

オ. 但し、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

8. 非会員に対する旅費、宿泊費、日当は、会長と会計担当理事が協議のうえ決定することができる。旅費、宿泊費は会員に対する本規程に準じて算定するものとする。日当は原則として5,000円とする。ただし、各専門委員会が別途、本規程と比較して著しく高額にならないように設定する場合には、それに従う。
9. 特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、会長と会計担当理事が協議して決定する。
10. 本規程を改正または廃止する場合は、理事会の承認を得るものとする。

付則

本規程は、2017年6月1日から施行する。